

総務市民委員会 会議録

日 時 令和4年3月14日（月曜日）

午前10時00分開会 午後3時22分閉会

場 所 第1委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

（1）議案の審査

- | | |
|--------|---|
| 議案第2号 | 土浦市職員定数条例の一部改正について |
| 議案第7号 | 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 議案第8号 | 土浦市押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第9号 | 土浦市督促手数料の廃止のための関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第10号 | 土浦市条例の読点の表記を改める条例の制定について |
| 議案第11号 | 土浦市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例及び土浦市職員退職年金条例の廃止について |
| 議案第12号 | 第9次土浦市総合計画基本構想を定めることについて |
| 議案第25号 | 市の境界変更について |
| 議案第26号 | 市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について |

（2）各種委員会等委員の選出

- | | |
|---------------------|----|
| 土浦市学区審議会委員 | 1名 |
| 土浦市立学校給食センター運営審議会委員 | 1名 |

4 閉 会

出席委員（6名）

- | | |
|-----|--------|
| 委員長 | 今野 貴子 |
| 委 員 | 久松 猛 |
| 委 員 | 吉田 千鶴子 |
| 委 員 | 海老原 一郎 |
| 委 員 | 篠塚 昌毅 |

委 員 島岡 宏明
欠席委員（２名）
副委員長 吉田 博史
委 員 柴原 伊一郎

説明のため出席した者（９名）

市長公室長	川村 正明
総務部長	羽生 元幸
消防長	鈴木 和徳
消防次長兼消防総務課長	檜山 保明
政策企画課長	佐々木 啓
総務課長	真家 達成
人事課長	武井 衛
納税課長	福澄 雄祐
警防救急課長	本橋 一夫

事務局職員出席者

主 任 津久井 麻美子

傍聴者（０名）

○**今野委員長** ただ今から、総務市民委員会を開催いたします。本日は、吉田（博）副委員長と柴原委員が欠席です。それでは、協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。議案第２号土浦市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。サイドブックスは、総務市民委員会フォルダ、令和４年、３月１４日開催フォルダの資料１をお開きください。それでは、執行部より説明をお願いします。

○**武井人事課長** 議案第２号土浦市職員定数条例の一部改正について説明させていただきます。サイドブックスは、資料１を御覧ください。改正理由を御覧願います。令和３年６月に地方公務員法が一部改正され、令和５年度に６０歳となる職員から定年引上げの対象となり、２年に１歳ずつ引き上げられます。消防職員は、業務の性質上、災害現場に従事する若手消防吏員を常時一定数確保する必要があります。消防職員の定数は現在、条例の上限である１８５人に達しており、定年引上げにより６０歳以上の職員が在籍し続けた場合、新規採用職員の採用抑制を行う必要が生じ、消防力を維持することが困難となります。そのため、制度施行の前年度から新規採用職員の採用手続きを進めるため、消防職員数の上限を現在の１８５人から２１６人に改正し、令和４年４月１日から施行させていただくものです。説明は以上です。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○**海老原委員** 定数を増やすというのは分かるんですが、５年後になった場合には、２１６人全員採用しなくてもいいわけだね。その時の定数はどうなるの。

○**武井人事課長** 今後の見込みとしましては、消防の職員が大体２００人を常時超えるような状況でございますので、最大値として、定数を２１６人と改正させていただきたいというものでございます。

○**海老原委員** そうすると、定数はそのまま、職員数はどうやって決めるのかな。採用する上で。

○**武井人事課長** 消防職員の採用につきましては、年齢バランス等を考慮しまして、定年延長後に退職する職員の人数も含めて、何人か採用していく考えであります。

○**島岡委員** 今回、消防ということだったんですけれども、ほかの職員の方も同じですか。

○**武井人事課長** 定年延長につきましては、ほかの職員も同様でございますが、ほかの職員の定数につきましては、全て定数以下でございますので、採用の方は年齢バランスを考慮しながら、毎年新規採用を行っていく考えであります。

○**吉田（千）委員** 今回最大２１６人ということで、消防職員が拡充になりましたことを私は大変良かったなというふうに思っております。そうした中で、本当に消防行政は大変な状況があらうかと思っておりますので、よく見極めた上でしっかりと採用を図っていただけるように、よろしくお願ひしたいと思っております。

○**篠塚委員** 新規採用の人数なんですが、５年くらいかけて大体何名程度を採用していく方向なんですか。検討している人数を教えてくださいたいのと、それから、いわゆる専門職といわれる救急救命士とか、それと事務職と分けられるかと思うんですが、その割合は、検討はついているんですか。

○武井人事課長 今後、消防職員につきましては、おおむね5名程度を考えておりまして、その中で救急の方も毎年1、2名程度は採用していくような考えでおります。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第2号土浦市職員定数条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○今野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号土浦市職員定数条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第7号土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○本橋警防救急課長 サイドブックの資料2、議案第7号土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてをお開き下さい。1の改正の趣旨ですが、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、同法の附則第65条で、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、本市消防団員等公務災害補償条例第3条第2項の一部を改正するものです。これは、平成22年の閣議により、年金制度貸付制度、労災年金担保貸付制度の廃止が決定、その後、貸付事業の規模縮小を行い、令和2年に、年金担保貸付の申込受付が、令和4年3月末で終了となることに伴う条例改正となります。2の改正内容ですが、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた、土浦市消防団員等公務災害補償条例第3条第2項のただし書を削るものとなりまして、本条例の文中で「損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保の供し、又は差し押さえることができない」となっており、ただし書きの部分で、「傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない」となっておりましたが、年金担保貸付の新規申込を、本年3月末で終了することにより、ただし書部分を削除するものです。経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、従前の例により担保に供することができることを付則に追加いたしました。これは、すでに貸付を受けている方に対しては、施行日以降も担保として継続することを明記したものです。次に、条文3か所の文言の整理となります。3の施行日は、令和4年4月1日からとなります。2ページ以降が、条例の改め文及び新旧対照表となりますので、御確認ください。また、本市消防団員等には、該当する年金等を受給している方はおりません。したがって、当貸付制度を利用されている方はおりません。説明は以上です。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第7号土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**今野委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第7号土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第8号土浦市押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**武井人事課長** 続きまして、議案第8号土浦市押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について説明をいたします。サイドブックの資料3をお開き願います。制定理由を御覧願います。国においては、新型コロナウイルス感染拡大の防止とオンライン行政手続を目指し、書面規制、押印、対面規制の見直しが進められており、地方公共団体においても、国と同様の見直しに積極的に取り組むことが求められています。このことから、本市においても市民、事業者等から市の機関に提出される各種書類における押印欄及び署名を求めている記述のあるものについて、土浦市行政手続における押印等見直し方針によりその必要性を点検し、見直しを行っています。このうち、土浦市職員のサービスの宣誓に関する条例、土浦市固定資産評価審査委員会条例、土浦市火入れに関する条例の3つの条例について、一括して様式等から押印を廃止するための条例を制定するものです。この条例は令和4年4月1日から施行させていただきます。説明は以上です。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○**久松委員** 火入れに関する条例の中身をちょっと説明してください。

○**武井人事課長** 火入れに関する条例ですが、旧新治村時代に制定した条例でございます。土浦市の森林又は森林の周囲1キロの範囲内において、火入れをする場合ですが、具体的には耕作地を耕す場合など、簡単に言ってしまうと、森林地域から1キロ以内で燃やす場合ですね、許可が必要というようなものでございまして、ここ数十年は、そういった届け出はございません。以上でございます。

○**久松委員** 要するにたき火とかそういうことですか。

○**武井人事課長** たき火というか、荒れた畑などに火を入れて土を慣らすというか、そういったものを指しているようです。

○**久松委員** 野焼きみたいなものですか。

○**武井人事課長** いわゆるそれに類するようなものでございます。

○**今野委員長** ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 質問もないようですので、採決に移ります。議案第8号土浦市押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**今野委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第8号土浦市押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定については、原案どおり決しました。次に、議案第9号土浦市督促手数料の廃止のための関係条例の整備に関する条例の

制定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○福澄納税課長 サイドブックス資料4、議案第9号土浦市督促手数料廃止のための関係条例の整備に関する条例について、御説明させていただきます。1番目、制定理由といたしまして、全国的な流れで督促手数料を廃止する市町村が増えておりまして、既に国や県では全廃されていると聞いております。本市でも、費用対効果と事務の効率化等を勘案しまして、全庁的に督促手数料の廃止をするために、2番目の制定内容として記載しておりますとおり、土浦市税条例ほか5本の条例を改正させていただきたいと考えております。この条例改正によって、合計9つの税や料金の督促料を廃止することとなりまして、これをもって、本市の1件あたり100円の督促料金は、全て廃止となります。最後になりますが、3番目の条例の施行日として、令和4年4月1日を予定させていただいておりますので、令和4年4月1日以降の納期のものに関しては、督促手数料はいただかないということになります。説明は以上となります。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○篠塚委員 督促手数料を廃止することによっての減収分というんですか、数字はどのくらいになるのかというのと、発行に係る金額があったと思うんですが、それがどのくらいだったのか、教えてください。

○福澄納税課長 督促自体は、法定で決まっておりますので、今までとおりにやらせていただくことになります。おおむね1通あたり200円程度かかっております。やめる理由といたしましては、督促の手紙を送っても銀行などの金融機関が大分減ってきておりまして、コンビニなどで納付したいという方に対しては、コンビニで利用できる納付書を再発行して、郵送をすることになります。そうしますと、1件あたり200円をちょっと超えるくらいの料金がかかっております。実際に入ってくるお金と手数料と割に合わない。督促手数料がなければ、従前の納付書のままでお支払いができるようになります。これによって、実際の督促料金というのは概算になってしまいますけれども、300万くらいは、手数料というか、再発行のためにかかってございます。こちらを全廃して、手間賃というかそれがかなりかかっておりまして、金融機関も督促手数料の100円が入ると、受け付けてくれなくなりつつございます。こういった不便な点もあることから、納税者の方からは大分不満も出ておりまして、督促手数料については、全国的に廃止されつつあり、茨城県内でも大分廃止の方向で動きつつあります。以上です。

○今野委員長 今の説明の確認なんですけれども、1番最初に送られてきた納付書がずっとコンビニで使えるという、そういう背景があるからやっていきますよということによろしいですか。

○福澄納税課長 コンビニで納付できる期間の設定というのがありまして、今までは納期までしか使えなかったということなんですけど、そこを多少伸ばすことができますので、利用できる期日は納期ではなく、もう少し伸ばすことによって、実際は延滞金が発生するまで待つわけにはいかないんですけれども、ある程度使う期間が長くなって、コンビニなどでお支払いにはかなり便利になると思います。以上です。

○今野委員長 ある程度長くなるというのは、大体どのくらいでしょうか。

○福澄納税課長 延滞金が発生することを考えますと、現状では1か月程度は伸ばすことが可能になると思っております。以上です。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第9号土浦市督促手数料の廃止のための関係条例の整備に関する条例の制定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○今野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号土浦市督促手数料の廃止のための関係条例の整備に関する条例の制定については、原案どおり決しました。次に、議案第10号土浦市条例の読点の表記を改める条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○真家総務課長 議案第10号土浦市条例の読点の表記を改める条例の制定について、説明いたします。サイドボックスの資料5をお願いいたします。1番の制定理由及び2番の制定内容といたしましては、国が定めた「公用文作成の考え方」に準拠いたしまして、本市の条例のうち、現に効力を有するもの、これは2月1日時点で246本ございますが、これらの条例において読点として表記するコンマについて、一括してテンに改めるものでございます。次に、3番これまでの経緯について、説明させていただきます。本市の公文書における読点の表記につきましては、国が昭和27年に定めました「公用文作成の要領」にあわせまして、本市においても「土浦市左横書き文書作成要領」におきまして、コンマを使用するものと定めておりましたが、令和4年1月7日付けで新たな公用文作成の手引となります「公用文作成の考え方」が国により取りまとめられまして、この中で、原則、読点につきましては、コンマに代わりテンを使用するものと定められたものでございます。最後に4番条例の施行日でございますが、年度の切替えに合わせまして、本年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第10号土浦市条例の読点の表記を改める条例の制定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○今野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号土浦市条例の読点の表記を改める条例の制定については、原案どおり決しました。次に、議案第11号土浦市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例及び土浦市職員退職年金条例の廃止についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○武井人事課長 続きまして、議案第11号土浦市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例及び土浦市職員退職年金条例の廃止について説明をいたします。サイドボックスは、資料6をお開き願います。今回廃止する条例2本につきましては、現行制度

移行前となる昭和37年以前の旧制度による退職年金受給について、経年により該当する者がなくなったことに伴い、廃止するものでございます。経緯と経過についてですが、両条例は、各市町村で支給する年金のために制定されましたが、昭和37年から茨城県市町村共済組合の共済年金制度に移行されました。最後の遺族年金受給者が平成15年に亡くなった後は現在まで申請者はなく、年数的にも新たな請求の可能性がなくなったため、今年度をもって廃止するものです。説明は以上です。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○**今野委員長** 質問もないようですので、採決に移ります。議案第11号土浦市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例及び土浦市職員退職年金条例の廃止については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○**今野委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第11号土浦市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例及び土浦市職員退職年金条例の廃止については、原案どおり決しました。次に、議案第12号第9次土浦市総合計画基本構想を定めることについてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**佐々木政策企画課長** 政策企画課でございます。私の方からは、議案第12号第9次土浦市総合計画基本構想を定めることにつきまして、御説明をさせていただきます。サイドボックスでは一つお戻りいただきまして、資料7の①をお開き願います。第9次土浦市総合計画につきましては、これまで5回の総合企画審議会において、活発な御審議をいただき、先月25日（火）の答申を経て、この度、取りまとめたものでございます。まず、2ページ、計画策定の趣旨を御覧いただき、予想を超えるスピードで進行する人口減少や少子高齢化などに加え、一昨年から続く、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行など、本市を取り巻く環境が劇的に変化している中でですね、時代の潮流を見定めた上で、改めて第9次土浦市総合計画を策定することとなったものでございます。お隣3ページの計画の構成と期間を御覧いただきまして、こちらは、今回の第9次総合計画の特徴的な部分でございますが、真ん中の三角の図を御覧いただきまして、これまでの総合計画は、左側の三角、基本構想と基本計画、実施計画の3層構造となっております。一方、右側の三角を御覧いただきまして、今回の第9次総合計画におきましては、昨今の社会経済情勢の変化に、いち早く対応できるよう、基本構想及び実施計画の2層構造としたものでございます。4ページを御覧いただきまして、総合計画の期間でございますが、これまでの基本構想の計画期間と同様に、令和4年度から令和13年度までの10年間としたところです。恐れ入ります、5ページからが本題となりますが、この総合計画を1枚にまとめたフローがございますので、そちらで御説明をさせていただきます。サイドボックスでは、資料7の②第9次土浦市総合計画フロー図をお開き願います。左側の箱を御覧いただきまして、こちらは、総合計画を策定するにあたり、社会経済情勢や本市の現状、さらには、市民の皆様からの御意見にあたる、市民満足度調査などから見えてきた課題として、新型コロナウイルス感染症終息後の新たな社会を見

据えた対応など、6つまとめさせていただいたものです。これら6つの課題を踏まえまして、資料右側の上段の箱を御覧いただきまして、本市の目指すべき将来像といたしまして、誰もがその人らしく暮らせるまち、夢のある土浦と、地域の宝で人を呼び込むまち、元気のある土浦をあわせて、「夢のある元気のある土浦」を掲げさせていただきました。また、その下の箱を御覧いただきまして、この将来像を支える視点として、3つの視点を位置付け、これらの視点から、この総合計画全体を推進していきたいと考えております。その下の将来目標人口でございますが、令和2年度に策定いたしました、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を踏まえまして、人口減少の克服や人口の若返りに向けた実効性の高い施策を進めることで、令和13年の将来目標人口を128,000人と掲げさせていただきました。こちらの下の箱の左側を御覧いただきまして、この総合計画案では、今後10年間で、優先的・重点的に取り組むべき政策、リーディングプロジェクトとして、4つ掲げたところです。1つ目は、「心豊かに住み続けることができるまちづくり」として、子育て環境や教育環境の充実といった施策などを位置付け、2つ目「未来につなげる地域の宝を生かしたまちづくり」としては、恵まれた自然環境や全国規模のイベントを磨き上げる施策などを位置付けたところです。また、3つ目「暮らしやすく、働きやすさが人を呼ぶまちづくり」としては、市民の暮らし満足度を高める施策などを位置付け、4つ目「安心な市民生活を支える災害に強いまちづくり」としては、市民の生命、財産を守るための施策などを位置付けとところです。その上で、この計画は、市政運営の指針となる計画でございますので、全体を包括するといった考えのもと、こちらでお示ししております、心豊かに住み続けることのできるまちづくりなど8つの基本目標を設定し、従来の基本計画の各施策の方針部分について、この8つの基本目標の中で、しっかりと位置付けたところがございます。今後は、様々な社会構造の変化に柔軟に対応しつつ、この4つのリーディングプロジェクトと、8つの基本目標において位置付けた政策を着実に進めることで、まちの将来像である「夢のある、元気のある土浦」を目指してまいりたいと考えております。説明につきましては、以上となります。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○**篠塚委員** この第9次総合計画が決まることにより、現在進行している実施計画の変更もあり得るんですか。それとも3年ごとに変わっているもので、今度は新たな実施計画ができるんでしょうか。その辺はどのようにやっていくんでしょうか。

○**佐々木政策企画課長** 篠塚委員がおっしゃられているのは、実施計画の部分かと思います。実施計画の前に、各課で持っている個別計画がございますが、それが3年、5年ごとに見直しを行っている。その上で実施計画については、3か年事業実施計画、毎年ローリングでやっているところがございます。今回も広報紙で4、5月に公表しようと思いますが、それは今までとおり、同じ状況でございます。3年ごとにローリングで見直しをしながらやっていくという状況でございます。以上でございます。

○**篠塚委員** 具体的に内容が変わるようなことはあるのかということ、基本構想が変わるわけなので、その中で、今やっている計画で内容が少し変わることがあるんですかと

ということです。

○佐々木政策企画課長 今、委員がおっしゃられているのは、各課の個別計画の話かと思いますがけれども、この基本構想の中で、各課の分野ごとの考え方というのを入れさせていただきますので、それを踏まえて見直していくと。コロナの部分が入っていない計画がほとんどですので、それを前提とした計画に見直していくということになります。以上でございます。

○篠塚委員 再度確認しますが、令和4年度からは個別計画などの見直し案が出てくるということで理解してよろしいんですかね。

○佐々木政策企画課長 個別の計画は、3年もしくは5年で見直しを行っているところでございます。見直しの時期に今回の考え方を計画の中に入れましたので、それを踏まえた形で見直すと、そういうことになります。ただ、令和4年度に一気に関わるということではなく、見直しの時期に当然この考え方も踏まえた形で改めると、そういったこととでございます。以上でございます。

○海老原委員 総合計画のフロー図ね。フロー図の右下の方かな。リーディングプロジェクトの中で、未来につなげる地域の宝を生かしたまちづくりとあるんだけど、概要をざっと見てみたんだけど、地域の宝っていうのが、ハード面ばかりなんだよね。建物とかハード面。施設面だけなんだよね。地域の宝というのは、住民も地域の宝なんだけど、その部分が全然触れられてないんだよね。その点については、どう考えてるの。

○佐々木政策企画課長 リーディングプロジェクト2、未来につなげる地域の宝を生かしたまちづくりといたしまして、ハード面というお話がございましたけれども、霞ヶ浦や筑波山麓といった自然、まずは今あるもの、こういったものが土浦市には宝としてあるんだといった中で、今やっているのがサイクリングですか、この霞ヶ浦ですとか筑波山をつなげた形でやっているところとございますけれども、そういった宝を磨き上げて、何とかにぎわい作りですとか、地域振興に結び付けていきたいということで、このリーディングプロジェクト2の方に入れさせていただきました。そのほか、ソフト事業では花火や霞ヶ浦マラソンなど、いろいろございますけれども、そういったまずメインとなる核を磨き上げるんだと。当然その時にですね、地域の皆さんの力が必要になります。官民一体になって、協働でという形になるかと思いますが、ここでは入口として、地域に既にある魅力の部分をまとめさせていただいて、これをどうやって磨き上げていくのかと、そういった部分をまとめた分野というふうになってございます。以上でございます。

○海老原委員 もう1回繰り返すんだけど、ハード面っていてもイベントも事業も含めてね、それ以外にも地域の住民の力というのが、これが一つの地域の宝だと思うんだけど、その点については、一切触れられてないんだよ。その点は、もう直せっていても直せないんだろうけど。

○佐々木政策企画課長 このプロジェクトでは入ってございませんけれども、入っていないといいますか、地域の核を磨き上げるんだといった話でまとめさせていただきました。ただ、磨き上げる皆さんの力が必要でございますので、そういった意味合いを含め

たですね、こういう表現にさせていただいたところでございます。以上でございます。

○海老原委員 地域の宝については、地域の住民の力も地域の宝の一つだということを、分かるような文章なのかな。総合計画は総合計画としてもね。そちらは少し何か考えてください。

○佐々木政策企画課長 そうですね。総合計画の方では、全体の考え方として地域の宝を磨き上げるんだという話を出させていただきまして、先ほど御質問ございました。当然この後の個別計画もございますので、そういった中で、入れるかどうか検討していければと思います。御意見の方、ありがとうございます。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 では私から一つ。前回の第8次総合計画から第9次総合計画の議論というのは、1番変えなくてはいけないとか、何か1番議論として焦点、フォーカスされたのはどの部分だったのでしょうか。

○佐々木政策企画課長 まず、第9次総合計画を作るに当たって、きっかけとなりましたのは、人口減少と申しますか、土浦市の場合は今国勢調査等で転入、転出の部分についてはプラスに、結構いい数値が出ているところがございますけれども、ただ全体としては、人口減少というのは進行しているんだという状況と、後やはり1番大きいのは、一昨年から続いているコロナを踏まえた政策というのを考えないで、第8次総合計画のままで、コロナの要因が入ってない中で進めていいのかといった部分で、今回この第9次総合計画を策定することに踏み切ったところがございます。その中でまずコロナ対策を前提とした計画というのを改めて検討したということと、もう一つはその人口減少の部分で、今回の一般質問でもございましたように、まずは土浦市は子どもにスポットをあてたという申しますか、子ども政策を充実させて人口減少を克服していくんだとそういった考えの元で、今回のリーディングプロジェクトでも、八つの目標の中でもまず1番最初にその子どもの政策というのをもってきたところがございますが、そういった背景を踏まえた形で、課題解決に向けた政策として、今回の第9次総合計画を作ったというのが、1番大きい部分でございます。以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。ほかに何か御質問はございませんか。

○島岡委員 総合計画案の中の1番最後のページに、広域連携による地域課題の解決という部分があると思うんだよね。これを見てると土浦市のことは分かるんですけども、土浦市だけのことを一生懸命いろいろ議論を尽くすというのは分かるんですけども、やっぱりこれだけ周りの都市があって、教育でも何でもそう、土浦市だけでは解決できない部分があって、広域的にこれから考えていかなければならないという部分もあると思うんですけど、その点に関してはどんな感じで今回作ったのでしょうか。

○佐々木政策企画課長 広域連携については、地方創生が叫ばれて何年か経ちますが、地方創生の考えの中で、今委員がおっしゃった話を、国の方もしてございます。単体では地域の課題解決はできないんだといったことで、地方創生の大前提の考えの中で、まずは地域関連計画、前提にうたっているところがございます。そういったことで、我々

の方も今サイクリング事業ですとか、ほかにもジオパークなどもありますけれども、基本的に単体でやってる取組というものはなく、サイクリング交付金を貰うことについても、今回は新たに枠組みで、行方市、かすみがうら市、潮来市などと地続きではない、港つながりで、4市で連携してやっているというようなことで、今は更に進化しているといえますか、今までは、例えば隣のつくば市ですとか、かすみがうら市ですとか、その辺と連携してという話でしたけれども、今はまたちょっと違う視点で、離れていても何かしら関連があるのであれば、連携をしながら取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○**今野委員長** ほかに何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○**今野委員長** 質問もないようですので、採決に移ります。議案第12号第9次土浦市総合計画基本構想を定めることについては、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○**今野委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第12号第9次土浦市総合計画基本構想を定めることについては、原案どおり決しました。次に、議案第25号市の境界変更について及び議案第26号市の境界変更に伴う財産処分に関する協議については、関連性がございますので、会議規則第89条の規定により、一括して、議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**真家総務課長** 議案第25号、第26号市の境界変更及び境界変更に伴う財産処分について御説明いたします。サイドブックは資料8をお開き願います。1番境界変更の理由でございますが、本市とかすみがうら市との当該行政界について、神立駅西口地区土地区画整理事業に伴い、造成された整形の区画に合わせた行政界へ変更することによりまして住民の利便性や行政サービスの向上を図るものでございます。次に、2番境界変更の内容につきましては、次の2ページの図面を御覧ください。現行では、1点鎖線の左側が土浦市、右側がかすみがうら市となっておりますが、今回、桃色の部分が、かすみがうら市から土浦市に編入する部分、そして緑色と茶色の部分が、土浦市からかすみがうら市へ編入する部分でございまして、共に面積が704平米の等積交換の形となります。続きまして、境界変更に伴う財産処分の内容について、次の3ページの図面を御覧ください。桃色の部分の左側に茶色の細長い筆があるかと思いますが、こちらはかすみがうら市所有の法定外道路でございますが、こちらについては、行政界の変更により大部分が土浦市に編入となりますが、所有権については、従前どおりかすみがうら市の所有となりまして、変更はございません。恐れ入りますが、1ページにお戻りください。最後に5番今後の主な予定でございまして、今回、議案の議決をいただきました後にかすみがうら市と連名で県知事に対しまして、行政界変更の申請を行います。県では9月議会に上程、議決後に総務大臣に行政界変更の届出をいたしまして、総務省告示を持ちまして行政界変更の効力が発生するものでございます。説明は、以上でございます。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 質問もないようですので、採決に移ります。採決は、1つずつお諮りいたします。まず、議案第25号市の境界変更については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**今野委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第25号市の境界変更については、原案どおり決しました。続きまして、議案第26号市の境界変更に伴う財産処分に関する協議については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**今野委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第26号市の境界変更に伴う財産処分に関する協議については、原案どおり決しました。総務市民委員会に付託された議案は以上でございます。執行部の皆様は退席いただいて結構です。お疲れ様でした。暫時休憩といたします。休憩中に、予算決算委員会総務市民分科会を開催いたします。

(執行部退席)

(休憩 午前10時45分)

(再開 午後3時15分)

○**今野委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開します。その他、執行部からございますか。

○**武井人事課長** 昨年の11月の総務市民委員会で御報告いたしました庁内弁護士の採用について、御報告いたします。午前中の予算説明において4月採用の職種の中で弁護士を1名と説明させていただきましたとおり、特定任期付職員として採用することになりました。この弁護士は、現在第一東京弁護士会に所属し、都内の弁護士事務所に勤務する33歳の男性弁護士でございまして、法務専門官としての役職で採用することといたしました。4月1日から常勤職員として総務課に在籍し、職員からの日々の法律相談のほか、行政審査不服法に基づく審査請求や不当要求行為等への対応、例規案の審査などの業務に従事いたします。任期につきましては、特定任期付職員として令和5年度までの2年間となりますが、任期中の業績や本人の意向などにより、令和8年度まで延長し、5年の任期とする可能性もございます。報告は以上でございます。

○**今野委員長** ただ今の報告について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** その他執行部から何かございますか。

(「ございません」という声あり)

○**今野委員長** 委員の皆様から執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** ないようですので、執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

(執行部退席)

(執行部入室)

○今野委員長 次に、協議事項（２）各種委員会等委員の選出に移ります。まず、土浦市学区審議会委員でございます。任期は、令和４年６月１日から令和６年５月３１日まででございます。今までは、久松委員にお願いをしてまいりましたが、いかがいたしましょうか。

（「継続で」との声あり）

○今野委員長 久松委員との声がありましたが、よろしいですか。

（「異議なし」という声あり）

○今野委員長 次に、土浦市立学校給食センター運営審議会委員でございます。任期は、令和４年６月１日から令和６年５月３１日まででございます。今までは、吉田（千）委員にお願いをしてまいりましたが、いかがいたしましょうか。

（「継続で」との声あり）

○今野委員長 吉田（千）委員との声がありましたが、よろしいですか。

（「異議なし」という声あり）

○今野委員長 それでは、委員の皆様から何かございますか。

（「なし」の声あり）

○今野委員長 以上で、総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。